応募者各位

横浜市契約事務受任者 横浜市都市整備局長 薬師寺 えり子

質問書に対する回答書

件名 横浜市広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業

	KKIPP	
	質問	回答
1	既存の大型案内サインの表示内容を変更する ことは可能でしょうか? (現状地図と凡例が表示されていますが、広 告を追加表示したい)	現状の地図と凡例の表示内容及び規模が確保されれば、広告を追加で表示することは可能です。
2	大型案内サインの図面を見せていただくことはできますでしょうか? (表示面の掲示物取り替えの方法を知りたい。また Wi-Fi を後付けする際に取り付け場所や電源の通し方を確認したい)	本市所有の道路施設台帳であれば、閲覧可能であるため、提案書作成要領 5 (2) に記載の連絡先まで、ご連絡ください。
3	音声・触知案内サインの図面を見せていただくことは可能でしょうか? (Wi-Fi の設置方法を確認したい。また、音声・触知案内サインに別筐体を設置するにはどうすれば良いか確認したい)	本市所有の道路施設台帳であれば、閲覧可能であるため、提案書作成要領5(2)に記載の連絡先まで、ご連絡ください。
4	誘導サイン付案内サインの図面を見せていた だくことは可能でしょうか? (案内サインを 分離する方法を確認したい)	本市所有の道路施設台帳であれば、閲覧可能であるため、提案書作成要領 5 (2) に記載の連絡先まで、ご連絡ください。

5	事業説明資料 4(1)イ(ア)により、Wi-Fi を設置するために電源を確保しなくてはなりませんが、電信柱があるため、法律上、5メートルの塔を建て、電信柱からその塔に電線を敷設し、そこから既存の大型案内サインに電源を供給しなくてはなりません。しかし、同資料4(1)ア(ア)b及び同資料4(1)ア(イ)cによると、塔の設置はできない旨記載されています。この場合は、Wi-Fi は設置しなくて良いでしょうか?(場所は横浜駅きた西口を出たところにある大型案内サインです)	事業説明資料4(1)ア(ア)b及び4(1)ア(イ)cでは、電柱等の設置について規制していませんので、道路占用許可基準等を遵守していただければ、本工作物とは別に設置可能です。
6	案内地図データは貴市よりご提供いただける と言うことですが、更新された内容であると 言う理解で宜しいでしょうか?	案内地図データは、本市において更新した ものを提供させていただきます。
7	「(d) アクセスポイント側のルータからデータセンタまでのネットワークをVPN網等によりグループ化し、グループ外の回線からの接続を拒否すること。」とありますが、こちらの要件は、セキュリティ上で配慮のことと思いますが、具体的には何を防ぎたいのかをご教示頂けませんでしょうか?また、グループ化の対象がも確認できないのでお教えください。	具体的な目的としては、利用者の ID、パスワードやその他の個人情報等の流出を防止するためです。 そのため、利用者の個人情報等の流出を防止する観点より、整備するアクセスポイント側の全ルータからデータセンタまでのネットワークを一括又は分割してグループ化し、整備してください。
8	事業説明資料-P2 4 事業概要 既存案内サインの再整備 既存サインの撤去費用は受託者負担となるの でしょうか。	その通りです。

事業説明資料-P2

- 4 事業概要
- (1) 実施内容
- ア 案内サインの整備及び管理運営
- (ア) 既存案内サインの再整備に係る基本条 件
- a 再整備対象の既存案内サイン 現位置を基本とし、60 基以上を再整備すること。
- 60 基は受託者が決定できるのでしょうか。

再整備する基数及び箇所について、提案書 作成要領7(1)エ(ア)「整備基数等」におい て、提案してください。

なお、再整備する箇所については、事業説 明資料の冒頭に記載したとおり、提案内容を もとに詳細な内容を本市と協議のうえ決定 し、事業を実施するものとします。

10

事業説明資料-P2

- f 案内サインを含む本工作物の管理運営及び 緊急時の対応
- (b) 案内サインを含む本工作物の破損、汚損、 倒壊等の事故に対応可能な体制を整え、迅速 に原状回復を行うこと。

原状回復実施要件となる工作物の破損、汚損、 倒壊等の事故の程度はどのような基準を想定 されてますでしょうか。 特に基準を設けていませんので、提案書作成要領7(1)エ(オ)「管理運営」において、提案してください。

11

事業説明資料-P2

- f 案内サインを含む本工作物の管理運営及び 緊急時の対応
- (b) 案内サインを含む本工作物の破損、汚損、 倒壊等の事故に対応可能な体制を整え、迅速 に原状回復を行うこと。

「迅速に原状回復を行うこと」とは発見都度か、それとも6ヶ月や1年単位など定期での作業想定でしょうか。

※事業成立可否にかかわるため

特に基準を設けていませんので、提案書作成要領7(1)エ(オ)「管理運営」において、提案してください。

事業説明資料-P2

(c) 案内サインを含む本工作物へのビラの貼付や落書き等に対応可能な体制を整え、迅速に除去作業を行うこと。

「迅速に除去作業を行うこと」とは発見都度か、それとも6ヶ月や1年単位など定期での作業想定でしょうか。

※事業成立可否にかかわるため

特に基準を設けていませんので、提案書作成要領7(1)エ(オ)「管理運営」において、提案してください。

13

事業説明資料-P3

- h 広告物
- (c) デジタル機器等を用いた掲示方法等 II デジタル広告を用いた広告物の掲示
- (ii) 静止画のみの掲示とすること

「デジタル広告は静止画のみの掲示」とある が、将来的に動画掲示の可能性はあるのでし ようか。

※広告価値向上のため

静止画のみの掲示が条件となっています。 ただし、この条件を始め、事業説明資料に 記載した条件を超える提案がある場合には、 来街者の滞在環境等の向上への大きな貢献や 安全性への配慮を明確にするなど具体的な内 容としていただき、提案書作成要領7(1)キ 「独自提案」において、提案していただくこ とは可能です。

この場合は、提案内容を十分に審査・評価 したうえで、実施していくか判断していきま す。

事業説明資料-P4

(ウ) 広告掲示が制限されているエリアに係る対応

b その他

大会期間中等において、主催者等から、一定 のエリア内での広告物を掲載禁止とされた場 合は、その要請に従うこと。

広告物を掲載禁止要請は実施期間のどのくらい前に通知されるのでしょうか。

※広告販売は掲載期間の6ヶ月~3ヶ月前に 実施されるケースが多いため ラグビーワールドカップ 2019 については、 横浜国際総合競技場での試合が予定されてお り、その周辺において、広告掲示の禁止要請 が見込まれておりますが、現在のところ具体 的な試合日程は確定しておりません。

なお、ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から、試合開催日の2日前から試合開催日の翌日までの間、広告物を制限するよう求められています。現時点では、規制対象物の範囲および事前周知時期等については未定です。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックについては、横浜国際総合競技場及び横浜スタジアムでの試合が予定されており、その周辺において、広告掲示の禁止要請が見込まれておりますが、現在のところ具体的な試合日程は確定しておりません。

なお、東京 2020 大会招致時に、東京都が作成した「立候補ファイル」によると、オリンピック・スポンサーの競合企業による不正競争の防止などのため、オリンピックの開会式2週間前からパラリンピックの閉会式までの期間中は、会場の周辺で、広告スペース(広告看板、公共交通機関の広告など)が規制される予定とされています。

正式な規制期間がいつ通知されるか、また、どのようなエリアで規制されるかについては、現段階では未定です。

15

イ 公衆無線 LAN の整備及び管理運営 (ウ) 情報配信

認証後の画面に本市が指定した Web ページへのリンクを挿入すること。

認証画面などに広告を設置しても問題はないでしょうか。

事業説明資料に記載した条件を満足し、認 証手続きに支障のない範囲であれば、提案し ていただくことは可能です。

事業説明資料-P8

(カ) 運営保守管理

f 電波障害対応等

電波障害発生時や機器の破損等について、速やかに復旧作業を行うこと。

「速やかに」の想定基準はございますでしょ うか。 特に基準を設けていませんので、対応方法について提案してください。

なお、提案書作成要領の7(1)オに「管理運営」の項目を追加しますので、その項目に記載をお願いします。

17

事業説明資料-P8

イ 公衆無線 LAN の整備及び管理運営

(カ) 運営保守管理

e 問合せ・緊急時対応

操作方法等に関して、利用者からの問い合わ せ等を受け付ける窓口(運営時間内対応)、障 害発生時等において、本市からの連絡を受け 付ける窓口を設けること。

「運営時間内対応」とは「(カ) 運営保守管理-a運営時間:運営時間は24時間通年とする(計画停止、保守期間は除く)。」の「24時間通年」対応ということでしょうか。

その通りです。

なお、運営時間内の具体的な対応方法については、提案書作成要領の7(1)オに「管理運営」の項目を追加しますので、その項目に記載をお願いします。

18

事業説明資料-P8

(2) 実施期間

平成 31 年度に開催予定であるラグビーワールドカップ 2019TM の開催前までに整備を完了するものとし、その後 10 年以上管理運営するものとする。

10年以上管理運営はマストか。また、デジタル機器の更改や新規設置等は市条例や基準内で受託者の判断で実施できますでしょうか。
※事業継続性や事業収益性の確保のため

10年以上の管理運営は必須です。

デジタル機器の更新や新規設置等の実施は 可能です。

なお、実施にあたっては、その内容につい て協議が必要となります。

事業説明資料-全体

サイン全体でデジタル広告用、WiFi機器用、 照明用の電源は全て市側で確保されている認 識でよろしいでしょうか。 事業実施時に事業者側で確保していただき ます。

広告が制限されているエリア

事業説明資料4(1)ア(ウ)aにおいて、「横 浜市屋外広告物条例において広告物が禁止さ れているエリアと別紙5に示すエリアについ ては、広告が表示できないものとする」とあ るが、同条例第6条1項2号から5号は除外 されるという理解でよいか。 横浜市屋外広告物条例第6条1項2号から 5号は除外されません。

公衆無線 LAN 整備基数

事業説明資料4(1)イ(ア)aにおいて、「横浜駅、桜木町駅、関内駅、新横浜駅の別紙5に示す駅前広場等において、既存案内サインが整備されている箇所及び新たに案内サインの整備を行う箇所については、公衆無線 LANの整備を必須とする」とあるが、既存案内サインが整備されている箇所が、新規に整備される案内サインの公衆無線 LANの利用可能範囲に含まれる場合には、存置される既存案内サインへの公衆無線 LANの整備は不要という認識でよいか。

別紙5に示す既存案内サイン(以下、「既存案内サイン」という。)の場所に公衆無線 LANを整備することは条件となっています。

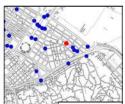
ただし、新規に整備される案内サインに公衆無線 LAN を整備し、既存案内サイン周辺で公衆無線 LAN が利用可能となることにより、来街者の滞在環境等の向上へ大きく貢献できる具体的な提案がある場合は、「独自提案」において、提案していただくことは可能です。

この場合は、提案内容を十分に審査・評価 したうえで、実施していくか判断していきま す。

別紙2

業務説明資料別紙2において、みなとみらい 駅前の案内サイン4基について現況と異なっ た箇所にマークされていると思われるが、正 しいか。また、元町・中華街駅2番出口前の 案内サインは対象ではないのか。





いただいたご質問を受け、ご指摘のみなと みらい駅前及び元町・中華街駅前の案内サインについては誤りがありましたので、事業説 明資料の別紙2及び別紙3を修正させていた だきます。